

交通安全に関する規定

この規定は生徒個々が人命尊重の精神に徹し「交通事故の無い明るい社会の建設」のため、自ら正しい交通ルールを守ることにより、個々が交通事故防止に万全の努力を期することを目的とする。特に自転車、バイク通学生ならびに、これから運転免許を取得しようとする者は、以下の規定を厳守すること。

1. バイクについて

1. 免許取得は原付自転車（50cc）とする。
2. 免許取得者はHR担任を経て生徒指導部に「原付免許取得届」を提出すること。
3. 原付自転車を所有する者はHR担任を経て生徒指導部にバイク所有届けを提出すること。
4. 原付自転車を所有する者はバイク実技講習会を受講すること。
5. 原付自転車の運転についてのヘルメットはフルフェイス型とする。
6. 欠席・遅刻・早退・欠課をしての運転免許受験は厳禁する。

2. 普通自動車について

1. 自動車学校への通学を希望する者は保護者の承諾を得て、「自動車学校通学許可願」をHR担任を経て生徒指導部に提出すること。無許可通学は絶対にしないこと。特別指導の対象とする。
2. 自動車学校に入学した時は、その旨を担当へ連絡すること。
3. 欠席・遅刻・早退・欠課しての自動車学校への通学は厳禁する。
4. 自動車学校への通学は、3年時の自動車学校通学許可式を終えた、10月1日以降放課後とする。ただし、考査一週間前から考査終了時までの間および学校行事日には、自動車学校への通学及び受験を厳禁する。
5. 免許取得者はHR担任を経て、生徒指導部に普通免許取得届を提出すること。
6. 免許取得者は、交通法規を守り、常に家庭の指導の下、安全運転（運転は保護者が同乗している場合のみ認める。）につとめ、車両をみだりに使用しないこと。自動車運転による通学は厳禁する。

3. 原付自動車通学者

1. 原付自転車による通学者（以下車両通学者という）は道路交通法を遵守し、あわせて本校の規則を遵守すること。
2. 車両通学者はすべて許可制とする。
3. 車両通学者は自宅より学校までの距離10km以上かつ最寄り駅がない生徒で部活動を行っている者、また、事情によりやむを得ざるものに生徒指導部で協議のうえ許可するものとする。
4. 車両通学を希望するものは、保護者連署の上、車両通学許可願を提出し、校長の許可を受ける。許可を得たものには許可証を交付する。
5. 許可期間は卒業までとする。ただし、許可条件に該当しなくなった場合、また上記車両による通学を止めた時は、ただちに許可証を学校に返納すること。
6. 車両の大きさは、排気量50cc以下とする。
7. 車両通学者は常時運転免許証とともに、学校交付の許可証を携帯し所定の場所にステッカーを貼付すること。

- 8. 2人乗りは認めない。
- 9. 登下校または郊外生活において交通事故または交通違反のあったときは、ただちに学校に届け出る
こと。
- 10. 常に車両の整備に留意し、学校においても点検を実施する。
- 11. 車両を他人に貸与しないこと。
- 12. 登校時には十分余裕をもって登校すること。
- 13. バイク実技講習会は必ず受講すること。

4. 自転車

- 1. 左側通行の厳守
- 2. 並進、割り込み、二人乗り、傘さし運転禁止
- 3. スマートフォン・携帯電話等（ながら運転）禁止、イヤホン・ヘッドホン禁止
- 4. 右折、左折の方向指示をすること
- 5. 夜間利用時は必ず前照灯、後部反射鏡等をつけること

5. 歩行者

歩行者は常に交通規則を守り他人の迷惑にならないよう心掛けること。（開北橋の通行は路側帯を
一列通行とする）

6. その他

遵守事項に違反したときは、次のような処置をとる。

- 1. 交通違反者は退学を含む嚴重な処置とする。
- 2. 交通違反の事実の申告を怠った者はさらに累加の処置をとる。
- 3. 無許可受験、自動車学校及び車両の無許可通学、二人乗り、ヘルメット不着用等は相当の処置を
する。
- 4. 本規定に違反した車両通学者に対しては、通学許可の停止または、許可を取り消すことがある。

平成7年2月23日改正

平成12年3月7日改正

平成13年3月19日改正

平成17年4月1日改正

平成30年4月1日改正